

大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会

日時 令和4年9月7日（水）午前10時～午前11時50分

場所 大阪市中心部こども相談センター5階会議室（ウェブ参加あり）

出席者 委員 : 別紙のとおり

事務局 : こども青少年局子育て支援部 青柳子育て支援部長、
こども家庭課（森川こども家庭課長、田中こども家庭課長代理、
橘内施設整備担当課長代理、福嶋こども家庭課担当係長、日野こども家庭課係員）

市側出席者 音田中央こども相談センター所長、小林中央こども相談センター相談支援担当課長、柏木中央こども相談センター一時保護所担当課長兼南部こども相談センター一時保護所担当課長、北部こども相談センター一時保護所担当課長

傍聴者 0名

○司会（田中課長代理）

ただいまから、令和4年度 第1回 大阪市児童福祉審議会 社会的養育専門部会を開催いたします。

本日は、お忙しいところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、大阪市こども青少年局子育て支援部こども家庭課長代理の田中でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。

続きまして、委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。

本日は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、一部の委員の方々はウェブ参加となっております。

お手元の資料2の名簿をご参照ください。

まず、関西学院大学 名誉教授 前橋 信和委員でございます。

続きまして、大阪公立大学 現代システム科学域 教育福祉学類 教授 伊藤 嘉余子委員でございます。

続きまして、関西大学 人間健康学部 人間健康学科 准教授 福田 公教委員でございます。

続きまして、大阪弁護士会 子どもの権利委員会 弁護士 西村 英一郎委員でございます。続きまして、一般社団法人 大阪市児童福祉施設連盟 会長 中西 裕委員でございます。

す。

続きまして、一般社団法人 大阪市児童福祉施設連盟 母子生活支援施設部会会長 竹内 一利委員でございます。

続きまして、大阪市里親会 会長 梅原 啓次委員でございます。

ウェブ参加の委員の皆様につきましては、映像と音声でご本人であることを確認させていただきました。

また、委員全員のご出席をいただいておりますので、本部会が成立すること、及び決定した議事につきましても有効であることをご報告申し上げます。

【市側出席者照会】

(こども相談センター)

音田中央こども相談センター所長(別の会議終了後に出席予定)、小林中央こども相談センター相談支援担当課長、柏木中央こども相談センター一時保護所担当課長兼南部こども相談センター一時保護所担当課長、北部こども相談センター一時保護所担当課長

(市事務局)

青柳子育て支援部長、森川こども家庭課長、橘内こども家庭課施設整備担当課長代理、福嶋こども家庭課担当係長、日野こども家庭課係員

それでは、会議に先立ちまして、こども青少年局子育て支援部長の青柳よりご挨拶を申し上げます。

○事務局(青柳部長)

会議の開催にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、公私何かとお忙しい中、大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会、こちらの方にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また日頃、本市福祉行政の、とりわけ社会的養護の推進にご理解ご協力を賜っていただいておりますこと、この場をお借りしまして、御礼申し上げます。

児童虐待の対応、また社会的養護をとりまく状況に、依然として、厳しい状況がありまして、皆様におかれましては、児童への支援や退所後の支援などに、日々ご尽力いただいておりますこと、誠に感謝申し上げます。ありがとうございます。

今日、本市におきまして、令和2年3月に策定しました大阪市社会的養育推進計画、これは家庭養育優先原則のもと、里親、ファミリーホームの委託を推進するとともに、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化、機能転換に向けた、取り組みなどを進めることを方針として、示しております、この方針をふまえつつ、こどもの最大の利益を実現していきたいと考えております。

計画につきましては、後期の期末及び中間年を目安としまして、進捗状況の検証結果を踏

まえて、必要な場合には計画の見直しを行い、取り組みを促進することとなっており、これまでも委員の皆様方にご意見をいただきながら、計画の検証を行って参りました。

児童福祉法の一部を改正する法律が本年 6 月に公告されておまして、この改正法が令和 6 年 4 月に施行されることとなっております。最近、国で Web での説明会が、開催されて、いろんな心配事がありますので、状況を注視して、ただ今の時点で、国の説明会も、一般的な事柄が多く、特に政令指定都市ですといろんな質問をしており、回答待ちのような状況でございます。

厚生労働省からの調査結果や情報をこれからとりながら、本市もこの改正を踏まえた計画を見直す予定としております。

今後もこうした国の動向も踏まえながら本市ならではの状況と、どのような支援、どういった支援がこどもの最善の利益に繋がるのかを念頭におきつつ、社会的養護方策の充実に向けて一層取り組んで参りたいと考えております。

本日は、忌憚のないご意見、ご提言をいただきますようお願い申しあげまして簡単でございますか、ご挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

○司会（田中課長代理）

それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。

次第

【議事】

- 1 「大阪市社会的養育推進計画（令和 2 年度～令和 11 年度）」の進捗状況について
- 2 その他

資料 1 大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会運営規程

資料 2 大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会委員名簿

資料 3 令和 3 年度「大阪市社会的養育推進計画（令和 2 年度～令和 11 年度）」の進捗状況について

別添 1 令和 3 年度里親等委託解除・措置変更について

別紙 1 こども家庭支援体制の構築等に向けた取り組みにかかる社会的養育推進計画と関わり深い支援メニューについて

別紙 2 施設の小規模かつ地域分散化に向けた取組

別紙 3 施設の入所期間別の子ども数

参考資料 学校現場における児童虐待防止啓発事業の実施について

抜けている資料はございませんでしょうか。

それでは当部会の公開についてご説明します。

本部会は運営規程 5 会議の公開に基づき、公開いたします。

また、審議会等の設置及び運営に関する指針におきまして、会議の公開の決定をした審議会等は、ここの発言内容の要旨、発言者氏名まで記載された会議録及び答申、報告その他の審議等の結果を記載した書面を速やかに所定の場所において、市民等の閲覧に供するものとするとしておりますので、会議録として、委員各位からの発言内容等につきましてホームページ上に掲載させていただきたいと考えております。

委員の皆様方にはご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

また、本日傍聴者はおりません。

次に本日の流れを簡単にご説明いたします。

大阪市社会養育推進計画令和 2 年度から令和 11 年度の進捗状況について、事務局からご説明させていただき、その後、委員の皆様方から質疑をお願いいたします。

その後、その他事項について説明させていただきます。

終了は 11 時半ごろを予定しております。

それでは前橋部会長からご挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○部会長（前橋委員）

改めまして、一言ごあいさつを申しあげます。

先ほど部長からもごあいさつの中にも取り上げられていたわけですが、この推進計画は社会的養護の関係については非常に大きな計画であります。

これを確実に進めていくということが、こどもの主旨に沿ったものであるということで、その進捗状況もまたきちんと確認をしているということが非常に重要であるというふうに思います。

また、今般、児童福祉法が改正されまして、特に一時保護の問題であるとか、或いは権利擁護の問題について、6 年の実施に向けてこれから検討が進んでいくと、いうように思われますけれども、これも踏まえながら、この計画も見直していくことが今後必要になってくると思います。

そういう意味でも、きちんとした進捗状況を確認していくという、この部会では大切な役割を果たしていくと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めていきたいと思っております。

議題の 1 です。大阪市社会的養育推進計画 令和 2 年度から令和 11 年度の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（福嶋係長）

～資料に沿って説明～

○事務局（森川課長）

参考資料について説明

○部会長（前橋委員）

どうもありがとうございました。

一応、それぞれの資料について、事務局の方からの説明をしていただきました。

各委員の先生方、どうぞ忌憚のないところで、疑問、ご意見をぜひ沢山お願いしたいと思っています。

○伊藤委員

アドボカシーのところからですけど、まず質問で、令和3年度の実績で、件数を出してもらっていますが、790件説明とあり、ノートの配付も220人に配付ということですが、人数もですけど、パーセンテージも欲しいかと思います。何人入所で、当然100%だと思うのですが、何人入所、何人の里親委託児童数のうち、何件配付というようなパーセント、割合もほしいなというのが一つです。

もう一つが、質問ですけど、こどもの権利ノートの年齢区分です。小2以下と小3以上の2種類を施設、里親それぞれですが、これで大丈夫ですか。中高生向けとか。小学校3年生以上はもう皆一緒に大丈夫なのかとか。例えば、中高生だったら、バイトとか、スマホはみたいな内容が、入ってくるのかなあとかというのがちょっと気になり、年齢区分はこれでいいのかなというのが、ちょっと疑問でした。

アドボカシーのところは以上です。

○部会長（前橋委員）

ありがとうございます。

事務局でわかる範囲でいかがですか。大体の割合であるとか、或いはバイトとかスマホはどうなっているのか。

○小林課長

パーセンテージの方ですが、係数自体が新規措置の時に配付するという形で、新規措置の児童数を書かせていただいております。乳児院や障がい児施設を除く人数で記載しておりますので、新規の入所の方には100%配付をしている状況です。

○中西委員

措置施設のところですが、ケースワーカーから事前に説明していただくということで、施設がこども達に形をかえて、説明していると思います。

うちでも、入所のしおりということで作り変えています。どうしてかということ、意見箱とか、とおり一遍の話でなくて、大きな子どもたちがしっかり意見表明できるよう、そういう仕組みもあるんだよと。例えば、自治会とか、あるいは心理士に話をしたり、もう少し具体的に言ってあげないと、意見表明をなかなかできないままに、特に進路も学校の決められたままにいつてしまうということもありますので、そのあたり、もう少しと思います。児相は、ケースワーカーから、一定説明していただきますけれど、施設の方での更なる説明をもう少し言っていただきました方がよいかと思います。

○伊藤委員

重ねて、さっきのご説明で、新規入所全員ということで、乳児院と障がい児を省くということだったのですが、ということは児童養護施設と児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設ということですか。

○小林課長

母子生活支援施設については、こども相談センターでは関与はないのです。

○伊藤委員

母子生活支援施設は、各施設で入所のしおりを作っていて、お母さん向けとこども向けとか、作っているかもしれないですけど、母子生活支援施設も社会的養護のこどもなので、確かに入所の手続きは児相でないかもしれないですけど、一応センターの管轄のお子さんにはなと思うので、そのあたりはいかがでしょうか。

○小林課長

そこは、区役所ですね。

○伊藤委員

わかりました。

あと、先ほどの質問にまだ答えてもらっていないので、中高生向けの内容について、お願いします。

○小林課長

確かに今、使用しておりますのは、アルバイトなどは記載しておりませんし、やはり、いろんなお子さんに対応するため、抽象的な内容と言いますか、そういうところも多いかなと思いますので、説明をする時に、実際のお子さんに合わせた補足であったり、今後の生活がどうなっていくのかと入所前の状況説明をしていくことが必要かなと思っております。特に障がいのあるお子さんに関しても、権利ノートを使うにあたっては、わかりやすい説明が

いる場合もありますし、個々に合わせた対応が必要な部分は、今後この権利ノートは 2 年に 1 回改訂されていきますので、説明する立場のこども相談センターとしましては、改訂の時に、改善点等を盛り込み、意見を盛り込んでいけたらと思っております。

○西村委員

同じようなところですけど、僕も中・高生用とかはいるのではないかなという意見です。順次、それぞれ特徴のあるものを作っていってもらえばいいのではという意見です。あと、ちょっと聞き逃したかもしれないですけど、毎回面会の時に説明はしているということなのでしょうか。

それとも、最低限この 2 種類あるので、施設ですつという子であれば、例えば小学校 3 年生に上がる時には改めて 3 年生以上用を使って説明するという、入所の時点と、3 年生時点でやるという話なのかちょっとよくわからなかったのも、その点の確認が 1 つです。もう 1 つが、ネット検索で、大阪市のところで、こどもの権利ノートと打ち込んで出てこなかったのですが、これは、ウェブとかで公開してはいけないというのがあるのでしょうか。ないのであれば、あげてもらった方が良くと思います。そうすれば、外部からもいろんな意見が出ると思います。

ネット検索をしたら、こどもの権利 WEB 版というのは、あるのですが、こどもの権利条約を調べたようなリーフレットだったのです。

内容のところですけど、こどもの権利条約が書いてあるので、わかるのですが、僕の意見としましては、こどもが大人と同じ人権共有主体なんだ、という話をもっと全面的に出して欲しいなという意見です。

こどもは、してもらっているのではなくて、大人と同じ人権共有主体で、大人殴ったらいけないのと同じで、こども殴ったらいけないし、基本的には全部、大人と同じ扱いにならないといけないと思っています。

そういう意味で、人権共有主体なんだと、大人とかで違いが出ることが基本的にはないのです。原則としてはというのを大上段で書いてほしいなという意見です。

その点で、こどもの権利ノートのところも、ちゃんとそうになっているのかどうかちょっと今確認できてなかったんですけど、また見直しの時とかに見てもらったらどうかと思います。

あと、自立支援計画の作成のところ、イの里親のところ、意見を聞いて作成しているということでそうなのですが、例えば最初の措置時に、応援会議、応援ミーティングをやるということに、なっているような気がするのですけれども、この実施率はどれぐらいなのかというのを、教えてもらえたらと思います。以上です。

○小林課長

権利ノートの面接時の説明についてですが、必ず毎回というわけではないですし、基本的

には新規措置の時と、改訂をした時にやっておりますが、措置中の面接の時に、改めて権利ノートについて、確認していくというふうにやっていけたらと思っております。

あと自立支援計画で措置解除の時、応援ミーティングとおっしゃっていたものに関しまして、自立支援の項目のところの自立支援会議がそれに当たるものになります。

○西村委員

措置解除のところではなくて、里親委託するスタートの時に、応援ミーティングというのをやっているのではないかなと思います。

○小林課長

それは自立支援計画を作成する時に今年度から里親支援機関の方に委託しているので、作成の方法についても、書いているところがありまして、措置前に里親支援機関の方と、こども担当の児童福祉司と、里親担当の児童福祉司と、こども担当の児童心理司もできるだけ入るようにしまして、自立支援計画を作成する会議といいますか、委託先の選定をすることと、自立支援計画作成することが、同時にする形に、実際はなるのですけども、その中で、自立支援計画についても作って、説明をしていくというふうにしています。

○西村委員

作成過程で、こどもが参加する機会が保障されているという、参加する、意見聴取するという話はわかっているのですけど、意見を聞いて、作りましたという時に、この形で、このメンバーで、こんな感じでやっていくと、というような話を、こどもを交えた場所での応援会議のようなものは、やっていると思うのですが、そこは、第三者機関に委託するときを機会に、別にやってもらっていいのですけど、どの程度実施されているのかなという、実施率のようなものを知りたいです。ほぼ100%か、ほぼやってないか。

○小林課長

率までわかりませんが、すべての件についてやっているということではないです。

○西村委員

里親委託をしていたこどもが亡くなった事件があって、児相内で、内部検証をしたことがあり、そのときに、システムを作って、里親1人だけが育てているみたいな状況になったらいけないよねということになって、こんな感じでやりましょうという、流れ図とか、その時に枠組みとして入れて欲しいと言ったのが、その応援ミーティングの話で、せめて一番最初のスタートラインのところには、担当者が誰で、こんな感じの計画でやろうねと。ちゃんと伝えの保障というか、儀式するみたいな場所、ある程度大きくなったこどもだとは思いますが、ただ、ある程度わかるような子にわかる説明で、こんな感じでやっていこうねとい

う応援ミーティングの会議は、やろうという枠組みで一応は、作ってもらったつもりなのです。それがちゃんと動いているのかどうかという質問です。

もしも、あまりピンときていないようで、動く場所の位置付けができていないようであれば、改めて再位置づけして欲しいという意見です。

○音田所長

ご指摘いただいた形、里親での事案を受けてご提案なり、ご指摘をいただいておりますが、実際に措置時に、こどもが参加した形での計画の策定という形がしくみとして取れておりません。改めて、仕組みとして、できるように考えていきたいと思います。申し訳ございません。

○部会長（前橋委員）

それと学年の2年から3年へ進級した場合、どのような形になっているかわかりますか。

○伊藤委員

権利ノートの種類が変わるじゃないですか。2年生とか1年生から入っていて、その時は小さい頃の権利ノートを持っているけど、期間が長くなって、3年生になったときに、新しいのに変えてあげているのかということを西村先生が聞いておられましたが、どうですかということです。

○小林課長

学年が変わった年に、タイムリーにできているかというところとちょっとできてないところもあるかもわかりません。

2年に1回の改訂時にはそれぞれの年齢に合うものを、お渡しする形になっています。

○西村委員

統計資料をとるのであれば、切り替え時の実施率がどうだということをとってもらったら、わかりやすいかと思います。

○小林課長

その件につきまして、実際の改定期限の関係で、令和4年3月に改訂しておりまして、その時に、その時点で入所している児童には、配付しているのですが、その数字は3年度には間に合わなくて、4年度の件数に入ってくるかと思います。2年度と3年度は改訂の部分の数字は入っていないというふうになっています。

○部会長（前橋委員）

改訂した時は、改訂後の新しいのを全員に改めて配るという形をとっているということですか。令和4年の年度当初にそういう形をとったということですか。

○小林課長

前回の改訂が、令和2年3月だったのですが、その件数は、元年度の配付件数にあがっているので、たまたま、2年度と3年度は新規の方だけの数字が実績報告数字にあがっております。

○梅原委員

権利ノートを学年が上がった時に、お渡ししているという記憶があんまりないと思います。

中高生も3年生以上用で、ひらがなが多いので、中高生向けではないのかと思っていますので、そこは考えていただいてもいいのかなという気がします。

それと自立支援計画のところなのですが、擁護するわけではないですけども、まったくやっていないというわけではないです。仕組みができていないということではなくて、私共の方で、こどもの兄が施設を出る時に、その子との対応をどうするのかとか、それは施設の先生方と私達里親とが、心理司も入れて、ケース会議をしました。兄弟とその子との接点をどうするのか、今後どうしていくかという会議を各それぞれの立場の方に集まっていたいて、僕がそれを提案したのですが、そういうことは緻密にやっていかないと大変なことがおこっていくなというのがありますので、私の場合はそういうケース会議はありました。支援会議をっております。

○中西委員

いわゆる里親支援専門相談員とフォスタリング機関、児童相談所と3者が、具体的に誰がイニシャチブをとって、どんなふうにしていくのかは、今まだ不透明な中でやっており、里親さんの中では、誰に言ったらいいのかというのが、やはりあるのかなと思います。今、里親支援専門相談員もブロックごとになっていて、地元のブロック以外のところも行くわけです。里親さんにすれば、小さい頃を知っている支援員さんが理想だと思うのですが、乳児院でいうと、南部に3つ施設があるということで、来られて事情だけ聞かれ、終わってしまうという感じを里親さんがどう思っているのかなと感じていて、誰がどういう風にしていくのか交通整理をしていかないといけないのかなと思っているのと、うちもフォスタリング機関を立ち上げましたけども、まだ自立支援計画1つ2つやっている状況ですので、なかなか、どんなふうにしていくのかを早急にしていかないといけないと思っています。

○梅原委員

先ほどの中西先生の話ですけれど、里親側としては、どこにどうしていくのか、どこが決定権を持っておられるのか、なかなかわかりにくいというところがあります。たずねると、児相が決定権を持っていると聞かせてもらいました。ただ、里親さんにしてみたら、里親支援専門相談員さんも、フォスティング機関も、児相からも家庭訪問がある。1人の子どもに対して、3か所から家庭訪問があるのです。日程調整が非常に大変です。

ファミリーホームは6人預かっておられるので、6人に対して、3か所からあるということもありますので、それですごく大変になっているということがありますので、その辺をもうちょっと整理していただきたい。

それから、自立支援計画を例えばフォスティング機関委託支援事業として、里親支援機関が行っていますということですが、果たしてそこが、こども達の今までのことをわかっているかということもあります。細やかな支援ができるのかなというのが、私達はクエスチョンです。

○部会長（前橋委員）

ありがとうございます。

ちょうど1の①のところで、いろいろな問題が出てきて、それが、支援機関にも委託をして、順次、事業内容も増やしていくという状況ですし、あるいは、最初の件についても内部的にはそれはそうですけど、今度は、要保護児童対策地域協議会、地域との関係もどうやって整理するか、そういういろんな問題が、含まれていますし、また、権利ノートを2年に1回、それは権利ノートの検討のところで、検討するというような形になっているのですかね。そういう委員会みたいなものがあるのでしょうか。

そういうところで、2年に1回改訂していると。それをどう具体的にこども達に、配付し説明をやっているのかというところを施設も里親も、その辺の整理がなかなか、システムとして、全体をスムーズに進めていくシステム化がまだ少し、十分整っていないのかなという印象を受けました。

その辺についてはこの部会ということだけではなくて、様々な関係施設もそうですし、審議会というようなところも含めて、事務局ないしは、こども相談センターで、その辺の課題というのを、ちょっと記憶に留めておいていただいて、順次整理をしていただくというようにお願いできればと思います。

他のところもありますので、次のところに進めたいと思うのですが、よろしいでしょうか。それと、応援ミーティングで、システムとしてどうするかというようなこともあると思いますので、課題として、認識しておいていただくというようにお願いしたいと思います。

○西村委員

先ほどの里親に委託するスタート時の応援ミーティングなどの話は、児相内部で書式とかを作ってもらい、こんな感じでというものがあると思うのです。

もしかしたら第三者機関に委託するときに、変更になっている可能性はあるのですが、僕がした時はなかったの、だから現状書式を、また各委員さんの方に、事後でいいのですねど配付してもらおうと、皆さんもこういうことなのかとわかるかなと思います。

それと先ほど言い忘れた、第三者委員設置とか、意見を言いやすい環境づくりが、実施率100%になっているので、設置というのをやられていると思うのですが、だとしたら次のステップとしては、説明はしたけども、具体的な意見としては、ちゃんと上がってきているのかという話と、上がってきた意見をどう返していくのかというところが多分次のステップの問題だと思うので、一応ここで掲げた課題は100%すでに実施だけでも、その次の課題のところも、ちょっと前に向けてわかるようにしてもらえたらいいかなと思います。

○部会長（前橋委員）

ありがとうございます。

この辺については、次のステップに向けての課題としては、内容なり効果というようなものも引き続き100%設置していますというだけではなく、その中身についても、取り上げていくということをお願いできればと思います。

資料3の裏面の②以降のところ、お気づきの点があれば、進めていきたいと思います。

○伊藤委員

⑤番の児童虐待事例検証部会の報告意見聴取ということで、アドバイザーによる意見聴取等の延べ回数とか事例数を挙げてもらっているのですが、この実績は、事例の数とかだけだと思うのですが、先ほどの応援ミーティングのところを蒸し返して申し訳ないのですが、私も西村先生と同じ検証部会に入って、死亡事例を対応し、報告書をまとめて、今後の提案をして、その提案内容が活かされてないというのが、とても残念です。また別の事例の検証もやりましたよね。

先月まで何回も集まって、提案していますが、その内容が、市のセンターの方とか職員さんの中で周知されないとか、形にならないとか実践されないっていうのはとても残念なので、そこをどうしていくかですね。

検証しました、意見聴取をしました、その聞いた意見の内容を、こんなふうに反映しましたっていうところまで、ぜひしっかり実施していただきたいというのが意見です。

もうひとつ意見ですけど、②の先ほど説明をいただいた児童虐待防止啓発授業のDVDの視聴や授業など、非常にいいなと思ったのですが、今後やはり暴力とかデートDVとかに加えて、ヤングケアラーに関する啓発というのも小学校、中学校、高校で進めていく必要があるのかなと思うので、またご検討いただけたらと思います。以上です。

○部会長（前橋委員）

今のは、意見としてというような形ですね。

検証部会のその後ということと、DVD というのは非常にいいと思いますのでさらに、新たな課題等ですね、上がってきている課題等についても、また今後、取り上げていただけるようお願いできればということだと思います。いかがでしょうか。

次は大きな項目の 2 以降です。

○竹内委員

私は、母子生活支援施設なので、退所ネットワーク事業についてちょっとお聞きしたいと思います。29 年度より委託費でやってきまして、かなりの相談件数、各施設のアフターケア職員 2 名の配置でやっておりますが、先ほど児童養護の施設でもありましたように国の措置費で自立支援担当職員加配に変わったのですが、母子についても、令和 4 年度については、委託費ですが、5 年度以降について、自立支援担当職員加配のところに入って、事業をやっていくということによろしいですか。

○事務局（森川課長）

母子生活支援施設につきましても、措置費の加算ということで、児童養護施設から 1 年遅れで、国の方で措置費の加算制度が創設されております。

現在、まだそちらの方に移行せずに、市の事業としてやっておりますが、基本的には措置費の加算ができましたので、そちらの方に、整理したいと思っております。

これが令和 5 年度からになるかどうかについては、まだ確定しておりませんので、まだ検討中ということで、お願いしたいと思っております。

○部会長（前橋委員）

ちなみに、ちょうど⑦のところで、各種相談が、かなりの件数が上がっているのですが、どのような相談が、あるかがわかればと思います。学習指導が 818 で、それ以外の各種というのが 1500 とあります。

○事務局（森川課長）

データ自体は今ないので、退所後になりますので、生活相談とか就労相談とか養護相談などいろいろあるかと思います。

○部会長（前橋委員）

竹内先生どうでしょうか。

○竹内委員

お母さんだけではなくて、もちろんそのこどもの不登校とか、発達障がい関係の相談とかを、引き続き関係機関とつないでいますが、やはり施設側へまた連絡があり、件数はかなり

あるかと思います。出向いていくのもかなり多いです。

学習指導もその中の一つなんですけど、そのような感じで動いています。

○部会長（前橋委員）

退所後もやはり結構、施設への相談があるんですね。

○竹内委員

電話やたずねてくる場合も結構多いですね。総数は結構あります。

○部会長（前橋委員）

ありがとうございます。

○伊藤委員

大項目 4 の⑨の乳幼児里親等委託率のところの関連資料で示していただいた別添 1 で、質問させていただきたいのですが、里親委託解除とファミリーホーム委託解除のそれぞれの理由の内訳で、最後のその他の部分が、いわゆる不調的なことなのか、その他の内容も家庭引き取りでも養子縁組でも就職でも満年齢でもなく、その他という、具体的にどんなものが入っているのかが、一つ目の質問です。

もう一つの質問が、その下の措置変更、里親とかファミリーからの措置変更で、その他とあり、やはり、何なのか。特に里親からの措置変更が 26 件のうち 20 件その他なので、とても気になります。

○小林課長

その他の解除の方で、里親で 3 件、ファミリーホームで 8 件あるのですが、個別にというより、大まかな説明になるのですが、措置変更以外の別の場所に行かれるという意味では、自立援助ホームとか、グループホームというのが、措置変更にはならないが解除という形で出ているのと、就職、大学進学というのもあるのですが、あとは、大阪府下の保護者が転居された時のケース移管がございまして、それも措置解除という形になるので、こどもさんの生活としては、生活場所としては変わらないけれども措置解除という件数が出てきてしまうということがございます。

あと、措置変更のその他 20 件につきましても、同じようにこどもさんの生活としては基本変わっていないという内容になっていまして、ファミリーホームの開設がございました時に、里親委託からファミリーホームに変更であるとか、あと、養育里親から養子里親の措置変更というのが、ほとんどそれになっております。

○梅原委員

委託解除のところの家庭引き取りで、里親さん5件、ファミリーホーム15件ですけど、この家庭引き取りの後はケアできていますか。私自身は、こんな多く家庭引き取りができるのかなというのがクエスチョンです。

もちろん、一時的に、里親さんが病気とかで、預かれて引き取りというのはわかるのですが。私があたっているケースは、ほとんど家庭引き取りは無理かなというケースばかりなので、こんなに多く、家庭引き取りとあり、順調にいつているのですか。

○小林課長

意見については、その場でということではないのですが、もちろん解除後の支援ということで基本的には、措置解除後の継続指導という形で、期間的に6か月という形で、支援する形を続けています。

○梅原委員

再委託というのは、帰したけれども結局、なかなか難しくて、また委託になったということも把握しておられますか。

○小林課長

個別の事例というわけではないのですが、それはあることかと思います。

○部会長（前橋委員）

解除後は、もうほとんど全数、方針として、福祉司指導をかけるなどの形はとっているのですか。或いは継続指導か、必ず6ヶ月はするか、福祉司指導は6ヶ月とか、何かそういう形はとっているということですかね。

○小林課長

そうですね。特に満年齢ではなく、家庭引き取りの場合でありましたら。

○部会長（前橋委員）

どちらが多いでしょうか。

○小林課長

継続指導です。

○梅原委員

里親さん個人が、後々、繋がりを持って、面倒見ておられるっていうのもかなりあると思います。数字には上がってこないのですが。

○福田委員

⑨番の乳幼児里親等委託率のところですが、計画の目標が、3歳未満、3歳から就学前、学童期以降という形で分けて計画されているということなので、できればその実績もそれに合わせた形で、表記していただいた方が、その進捗状況の確認というものはしやすいのかなという風に思いましたので、次をお願いしたいと思います。

それから⑩番と⑫番のエとのからみでお聞きしたいのですが、大阪市としては、思春期の里親委託も推進していくぞということ、これは、なかなかレベルの高いことだと思うのですが、それと併せて、里親登録数でいくと、専門里親が2世帯ということでいくと、全体の割合の中からいくと、あまり多くないのかなと思いました。

非常に困難な可能性が高いところに向けた取り組みと関連しながら、今後その専門里親をどういうふうに考えておられるのかなという方向性とかがあれば教えてもらいたいと思います。

○音田所長

確かに専門里親は、大阪市の場合、非常に増えていなくて、なかなか難しいケースを扱う中で、苦慮するところであります。

一つは、里親を長くされている方の展開として、一つはもちろん専門里親を深めていただくというのもありますし、もう一つは、ファミリーホームに展開していただいて受入数を確保していくという方向性もございまして、本市の場合はどちらかというところらに特に力を入れていたわけではないのですが、結果的にそちらの方向性の方が多くなっているというところかと思っておりますので、我々児相の立場として専門里親に多くなっていたきたいという気持ちはもちろんあるのですが、なかなかボリュームのある研修を受講していただかないといけないというところがありますので、そこに入ってもらえる里親さんが、なかなか出て来てくれないというのが正直なところで、研修のあり方について、参加のあり方、今の国の実施するところに派遣をするという形であるのですが、もう少し、専門里親を増やす工夫っていうのを、自治体レベルで考える方法を考えないといけないかなとは思っております。増やしたい気持ちは重々思っております。

○中西委員

委託こども数⑪番のところで、令和3年度は、里親委託が113件でこれは最終形で291件と書いてあります。

それからファミリーホーム委託113人で、最終形140人ということなので、ファミリーホームをあと4つ作って、おしまいということになりますよね。

あと里親さんの方に行くという計画ですね。里親委託が遅れているという認識を、もっと全面的に、施設もそうなのですけども、自分のところの施設を守らないといけないというこ

ともあるのですが、そこをもう少し遅れているということをしっかりとやっていかないといけないかなと思います。

○音田所長

ご指摘の通り、里親委託率だけ見ても、目標の推移が達しておりませんので、何とか目標水準には立つようにという認識をしながらやっていかないといけないという認識です。

○部会長（前橋委員）

そのところ、途中の見直しというのですかね、それも当然あるのですけれども、今の計画の中でもばらつきはありますよね。ばらつきがあって、ただ国の示す勾配、市が作った勾配、さらに、そこには達しない、実績として。そのところはやはりきちんと押さえておく必要があります。

ただ、数字ありということではなくて大きな方針としてはこっちを向いているけれども、やはり個々の委託を考える場合については、個別の事情といいますか、それこそ、過酷な経験をまた積み重ねることがないようにそれを大事に考えていかざるをえないということでの実績かなと思います。

確かに、非常に進捗状況、割合とすると、あまりよろしくない状況にあると、ということやはり全体の共通の認識としては、きちんともつ必要があるだろうと考えております。少しずつではありますけれども、前年度よりは伸びているというような形での実績ということかなと思います。

○福田委員

⑫のウの件ですが、低年齢児の里親委託推進の中で、重要になってくるポイントは、里親の養育負担をどう軽減させていくのかっていうところかなっていうふうに思っています。そういった中で、今後、応援ミーティング等も、確実に実施されていくのではないかなと思うのですが、一つこの保育所等を利用しながらというのを、ぜひ進めていただきたいところですね。

それとあわせて、そのレスパイト先ですよ。しんどくなったときに、一休みする時に、どこにレスパイトするのかというの、できれば委託の時点で、ここの関わりがありますよと、いうことをセットしながら進めていただくと、困ってからレスパイトではなくて、あらかじめセットしておくような形で、関係機関と調整しておいていただくと良いので、できれば、どこかの時点で、レスパイトをどれくらい使っているのかなというようなデータとかも出てくると、今後、その質の部分ですよ。数も増やしていかなくちゃだめですけども、委託した子どもが落ち着いて生活しているかどうかを見られる指数も今後、検討してもらえるとありがたいかなと思いますので、意見でございます。

○部会長（前橋委員）

保育所と同時に育休は、条件としては、どういう場合であれば育休が該当するとか、取れるとかそういうのもあるのでしょうか。勤め先によるのですか。

○音田所長

企業によるのですが、感覚的な話になりますけれども、最近、養子親で育休を認めていただける場合の企業が増えているなという実感はあります。

実際に我々が支援している中でも、育休をとりながらという方もおられ、そういう意味では、社会的に認知が上がっているかなと思います。

○伊藤委員

今の関連で、低年齢児の里親委託推進に向けたところの感想と質問になるのですが、保育所利用の勧奨ということで進めているということなのですが、年度途中で保育所に入れないというところがあると思うので、一時保育であったりとか、ファミサポであったりとか他の子育て支援メニューもいろいろ使えるよという情報提供も里親さんにも大事なのかなあという感想を持ったのと、合わせて別紙 1 のファミリーサポートセンター事業の就学前を見ますと、確保方策よりも実績の方が結構上回っているのですね。ということは、里親さんだけではなくて、すべての子育て家庭がファミサポを使うので、就学前のファミサポの供給が追いついてない状態なのかなと受け取れるのですがこのあたりについて、方策みたいなのはあるのでしょうか。

○森川課長

担当課はいないのですが、ファミリーサポートセンターの担い手、なってくれる人は、ずっと課題であると認識しております。

ただファミリーサポートセンター自体はやはり、このボランティアでないですけども、こどもを預かりたい人と預けたい人をマッチングするという、そういった相互援助の仕組みになっていますので、研修の回数の機会を増やすなど、取組はしているのですが、なかなか難しい状況にあるというのが現状です。

ただ、引き続き、ファミサポをやっていただく方を増やしていく取り組みは進めていきたいと思っております。

○中西委員

ファミサポに関して、別紙 1 の養育支援訪問事業っていうのがあるのですが、これは、エンゼルサポーターを経験したこども達しか次利用できないっていう縛りがあって、6 ヶ月から 1 年、保育園へ行くまでのこども達が利用できなかったり、或いはいつも一時保護から保育所へ行くのですが、その後どうなるのだろうかと、帰していいのかなというケースが

あり、そういうときに、養育支援訪問事業が例えば乳児院とかで、もっと、できるようになれば、家庭に行って、家事をしたりとかいろいろ支援というのかなと思います。

やはり、アウトリーチ型の支援というのがやっぱり少なすぎるのかなと思っていて、エンゼルサポーターだけで全 24 区でこれだけの数字というのは、ちょっとどうかと、また考えていただければと思います。

○伊藤委員

今回、結構分厚く報告していただいた内容、社会的養護に関連するところだったと思うのですが、大項目 2 番目のところに該当するのが、今のファミリーサポートかなと思うので、社会的養育なので、やはり在宅でのメニューの充実も、そちらがまず大事と思うので、ぜひ引き続きお願いしたいと思います。

○部会長（前橋委員）

ありがとうございます。

大幅に過ぎておりますので、各先生方が、これだけはちょっと、言っておきたいというふうなことで、あとの残りの部分ですね、5 以下のところについても、少しご意見をいただければというように思いますけれども。

○福田委員

最後の 9 番の児童相談所の強化等に向けた取組みというところですが、令和 3 年度の実績でいうと、372 人とありまして、令和 4 年度の取り組みでいくと、試算でいくと 554 名とあって、これは 554 名になっているという理解でいいのですか。

○音田所長

試算すれば、こういう数字になるということで、この数字を出しているというわけではありません。

今、国の基準で算定した数をした回る職員配置になっているのですが、一度に大量に職員に入っていただくということをする、教える方がなかなかついていけないという事情がありまして、計画的にただ、その中でもかなりの数を毎年、福祉司、心理司含めて、計画的に動員を図りながら、基準に向けて進めているという状況です。

○部会長（前橋委員）

2 年度から 3 年度に 60 人増えているのですよね。3 年度から 4 年度についても何十人か増えたと、というような形になるのですかね。

○音田所長

ちょっと具体的なものがないのですが、規模的には、それぐらいの規模です。

○福田委員

はい、わかりました。

多分今日の議論のほとんどは、児童相談所の足腰がしっかりしているのが前提で進むところが多いと思います。

なので、急に増やせないというのはすごくわかりましたので、是非とも質と量を着実に増やしていただきたいな、どこに言ったらいいのだろうかという気もしますけども、気になったところでした。

○梅原委員

委託率を上げるということももちろんそうなのですが、率だけ上げて仕方がないという気がしますので、やはり里親さんの質の向上というのも大事なことで、両方を行っていかないといけないかと思っています。それと、施設と里親側で、やはりそのところの、具体的になるのかどうかかわからないですけど親の問題もありますから、わからないのですけども、例えば低年齢層のこどもはできるだけ、里親さんに委託していくという方向を具体的に進めていかないと、いけないのではないかなと思います。

それからフォスタリング機関ですが、里親さんが期待するフォスタリング機関というのは、今相談したいなと思うところのニーズにこたえていただけたところなのかなと。もちろん、リクルートも大事ですし、児童相談所の業務をやっていくという、委託の問題もそうですが、里親さんが、フォスタリング機関に求めているところは、やはり、心理司さんがいてくれて、すぐに相談ができるとか、施設にフォスタリング機関があるということは、その施設の職員さんはプロですので、その方々に、我々だけでなく地域の子育て中の方々から、施設へすぐに相談に行けるという、アドバイスをもらいますというような高機能さを果たしていくことによって虐待ゼロに向かっていくのではないかと非常に思っているところなので、もっと、施設或いは里親、ファミリーホームでしっかり話ができて仕分けができていけば、いいのかなというところも、本当に重要なところなので、ぜひ考えていただけたらと思います。

○西村委員

里親の関係で書式を作ったというところで、後でまたみんなに配付してくださいと言いましたが、あとプラスアルファで、その時に改善策を出しており、たくさん改善策を書いたつもりですけど、その改善策のところも、みんなに配付してもらい、その改善策のうち、どれが実施されていて、どれがまだ道半ばなのかとか、現状評価も併せて書いてもらって配付してもらえますか。

そうすれば、今日出てきている意見とか、前に言っていたこととかぶっているのと違うだ

ろうかみたいな気がしましたので、それが大きなところで1点です。

あと、大項目7の、児童の意見表明の機会の保障の箇所、アンケートを実施するところまでは書いてあるのですが、どういう返しをしているのかというところがないので、そこは、意識して欲しいと思います。意見表明を聞けばよいという話ではなくて、どう返すのかというところがあって、初めて成立するので、そこをちょっとやってくださいというのと、聞く方の話のところは、例えば一時保護所とかでもう、アドボケイトを入れようとか、第三者を入れて、話を聞こうかという流れに多分なっていると思うので、そこら辺はどのような進捗とか計画を立てておられるのかなと、いうところです。

あと、第三者評価のところは、実施は大事ですけど、実施した後で、例えば、どういう状況だったか、いいところは別にいいんですけど、課題的なところがもしも出ているのであれば、その課題の話は、どういう改善策をとっているのかというところまでいるかなと思います。

大項目8ですけど、自立支援担当職員を入れる流れにはなっているんですけど、これは市が管轄している施設の、全施設で実施なのか、未実施の施設があるのかがわからないのですが、もし未実施の施設があるのであれば、その課題は何だろうというところを確認してもらい、もし未実施があるのだったら、そこを何か転じさせる検討策があるのかなと。自立支援の内容として、どんなことをして欲しいというふうに考えるのかというのを、施設内にいる時に、どんなことを自立へ向けてするのか、出てからはどんなことをするのか、大きく分けると二つあると思うのですが、そのマニュアルみたいなものはあるのだろうかというのと、ないのであれば作って欲しいという希望です。

○中西委員

児童福祉施設連盟の各施設から、6番の小規模化かつ地域分散化の進捗状況について、どうなっているのかとよく言われて、今年の5月から8月にかけて、整備計画のヒアリングをしていただいたのですが、このヒアリングの結果というのは、ここに反映されているのですか。別紙2です。これは前のものですね。おそらく、どの施設も定員を下げた整備計画を立てていると思うので。総数がかなり減ってくるかなと思っているので、その数字に基づいた見直しがあるのかなと思うのですが。それを次回、ヒアリングの結果の数字を反映した形でお願いできたらと思います。

○森川課長

資料は最初の計画上のものです。

○中西委員

そうですね、令和元年度にこうしたいという数字が乗っていますので、各施設ともずいぶん変わっていると思います。

○森川課長

計画の見直し自体の話にもなってきますので。今は各施設から、進捗状況をお聞きしており、反映していくのかについては、見直しの中で検討していきたいと思っている状況です。

○中西委員

おそらく、数字も変わってくると思います。

○部会長（前橋委員）

予測数というそのものが変わってきているのですか。

○中西委員

こども数を減らした形でのおそらく整備計画が出ていると思います。

○竹内委員

大項目6の多機能化に向けた取り組みのところで、母子生活支援施設の産前産後母子支援事業について、今、ポ・ドームでやっておられますが、実績としてかなりの件数で昨日も、確認をさせてもらい、かなりの件数があるということでした。現在1ヶ所でされておりますが、1拠点ではなく、もう1ヶ所増やすというようなことはできないのでしょうか。あと3つ施設がありますので、どこかでやるというようなことは考えてはいただけないでしょうか。また、実績報告を聞いてもらったら良いと思うのですが。お願いとしてです。

○伊藤委員

大項目6番のところ、施設のところですけれども、二つあります。

1つが竹内先生からもあった、母子生活支援施設の多機能化のところで、計画目標のところにショートステイ専用施設ユニット1ヶ所開設というのが、目標として掲げられていて、その言及がないので、ここをちょっと検討してかなきゃいけないのかなというのと、合わせて、別紙1で示してもらっているショートステイの実績があるのですが、334人日と、例えば、この内訳、母子生活支援施設で何件とか児童養護施設で何件とか、それがどう推移していて、増えたとか、減ったとかいうようなことも、資料としてあると、次回以降ちょっと検討しやすいかなと思いました。

2点目が16番の高機能化に向けた取り組みということで、今回、実績として、児童心理治療施設と児童自立支援施設の入所のこども数を上げてもらっているのですが、ここに入所するこどもが増えたイコール施設の高機能化について取り組んだということになるのかなというのがちょっとよくわからなくて、施設の高機能化への取り組みというのはケアニーズの高いこどもの入所が増えたということではなくて、そこでケアする職員の検証をこ

んなふうにしたとか、こういう専門的な心理の職員を増やした、補助しました、のようところが欲しいのかなと思い、この項目と実績との整合性が、うまくわからなかったので、次回以降ここをちょっと工夫してもらえたらと思いました。

○部会長（前橋委員）

どうもありがとうございました。

各先生方、いろんなご意見とかありましたので、事務局の方で、今触れることのできる範囲で、少しお話いただければと思いますけれど。

○森川課長

いろいろ項目が出まして、ご指摘いただきまして、進捗状況のとらえ方の指摘ですとか、表現の仕方とか、工夫してほしいとかありましたので、次回部会におきまして進捗状況を毎年することになっていますが、その際には今日いただきましたご意見も踏まえながら、この進捗状況の様式の方にもできるだけ反映していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○部会長（前橋委員）

それでは、いくつか出てきましたので、そういう意見も反映された形で、次回以降、また資料と整理していただければと思います。

これでちょっと駆け足作業になってしまったのですが、以上で資料の説明及びそれに対する質疑ということで、締めくくりをしたいと思います。その他、事務局の方でお願いします。

○森川課長

資料にはないですが、社会的養育推進計画に関わりまして、国の方でちょっと大きな動きがありましたのでご報告させていただきます。

現在の社会的養育推進計画につきましては、平成30年に国から示された策定要領に基づき、各都道府県において計画を策定しておりまして、計画期間としましては、令和2年度から令和11年度までの10年間を計画したものとなっております。

先日、児童福祉法の改正に関わりまして、国による都道府県説明会がありましたが、その中で、国からこの社会的養育推進計画の見直しについて報告がありました。

具体的に言いますと、国におきましては国の社会保障審議会児童部会というのがございまして、そちらから現行計画の課題についていろいろ報告を受けていることもあり、ちょうど現行計画の後半の始まりとなる令和7年度に合わせて、現行計画を改定し、新計画への見直しを考えているとの説明がございました。

今後は国において、この新計画の策定要領について検討を行っていくこととしておりま

して、来年度の夏から秋頃にかけて、その策定要領が、各都道府県等に対し、発出される予定と聞いているところです。

そのため、令和 6 年度末まではこれまで通り、現行計画のもとでということになります。が、今後、来年度以降に国から示される新計画の策定要領が示され次第、大阪市におきましても、この当該策定要領に基づきまして、令和 7 年度から始まる新計画案の検討作業の方を進めていく予定となっております。

その中で本部会の委員の皆様におかれましては、現行計画の進捗とともに、新計画の計画案についてもご意見をいただきながら、特に令和 6 年度におきましても複数回、本部会の開催も見込まれると思っていますが、どうぞご協力の方よろしくお願ひしたいと思っています。

現時点におきましては、これ以上、国からの情報はないですけれども、大きな国の動きがありましたので、取り急ぎご報告させていただきました。以上でございます。

○部会長（前橋委員）

どうもありがとうございます。

令和 6 年までは現行なので、とりあえず行くけれども、もう令和 5 年の時点で国からは、策定要領が出てくるだろうというような、それを踏まえ、また新しい法律の施行も令和 6 年からということですね。

○森川課長

はい、法改正もふまえての形になってくると思います。

○部会長（前橋委員）

ありがとうございました。

それでは、これで、よろしいでしょうか。事務局の方、よろしくお願いします。

○司会（田中課長代理）

前橋部会長、ご進行ありがとうございました。

本日は委員の皆様にお忙しい中、ご審議いただきまして、ありがとうございます。

本部会で頂戴しましたご意見等を踏まえまして、今後とも本市の社会的養育推進計画を推進して参ります。

本日はどうもありがとうございました。

これをもちまして、令和 4 年度第 1 回大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会を閉会いたします。